

議案第 41 号

里庄町税条例の一部改正について

里庄町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

災害に関する減免規定を整備するとともに、減免申請の手続きに関して適切な運用を図ることを目的に所要の改正を行う必要がある
これが、この議案を提出する理由である。

里庄町税条例の一部を改正する条例

里庄町税条例（昭和36年里庄町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害を受けた者

第51条第2項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

第71条第1項第3号中「町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により」を「火災又は災害により」に改め、同条第2項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

第89条第2項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

第90条第2項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

第90条第3項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。